

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月19日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○ 知事 ● 市区町村長等
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	日野市
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	57-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.hino.lg.jp/index.cfm/196,0,348,2134,html

執行機関名 日野市長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	ひとり親家庭等に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	37	
③番号法別表第2の項	57	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		日野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 別表第1 第4の項 ひとり親家庭等に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第1条、第2条及び第3条第1項	日野市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(平成元年条例第41号)第1条及び第2条第1項並びに第3条第1項
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。 第2条 児童扶養手当は、児童の心身の健やかな成長に寄与することを趣旨として支給されるものであって、その支給を受けた者は、これをその趣旨に従って用いなければならない。 第3条 この法律において「児童」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満で政令で定める程度の障害の状態にある者をいう。	第1条 この条例は、ひとり親家庭等に対し、医療費の一部を助成し、もってひとり親家庭等の保健の向上に寄与するとともに、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ることを目的とする。 第2条 この条例において、「児童」とは、18歳に達した日の属する年度末日までの者又は20歳未満で規則で定める程度の障害の状態にある者をいう。 第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者は、日野市の区域内に住所を有する次の各号のいずれかに該当するものであって、その者の疾病又は負傷について、国民健康保険法その他の規則で定める法令の規定により医療に関する給付が行われる者又は、これに準ずる者であって規則で定めるものとする。 (1) ひとり親家庭等の父又は母及び児童 (2) 養育者及び養育者が養育する前条第3項に掲げる児童
⑦独自利用事務の関連規範		日野市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(平成元年条例第41号) 日野市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則(平成2年規則第1号)